

実習生・研修生等の受入れに関する感染管理上の注意

感 染 制 御 部
総 務 企 画 課

実習生・研修生等は医療関係者であり、受入れにおいても受入れ責任者の責任の元、職員と同等の感染対策が求められる。書類は本人及び受入れ責任者が内容を確認し、**少なくとも3年間**保管するものとする。

① 4種ウイルス疾患（麻疹，風疹，水痘，流行性耳下腺炎）について

- ・ 実習生・研修生等の受け入れ手続きに当たっては、別紙①のフローチャート及び別紙②の判断基準の目安により4種ウイルス疾患に係る抗体検査やワクチン接種を求めること。また、抗体検査結果及びワクチン接種の証明書の提出を求めること（※）。
- ・ ワクチン不反応者及びワクチンに対するアレルギー等の医学的な理由によりワクチン接種できない者については、医師の診断書を提出することにより実習・研修の受け入れを許可することがある。
- ・ 4種ウイルス疾患の抗体陰性で、ワクチン接種が完了していない実習生・研修生等については、原則として小児領域や B C R など免疫抑制がある患者が入院する部署での実習等は認めない。

② B型肝炎について

- ・ B型肝炎については、抗体検査を実施し、抗体陰性の者はワクチン接種すること。また、抗体検査結果及びワクチン接種の証明書の提出を求めること（※）。
- ・ ワクチンに対するアレルギー等の医学的な理由によりワクチン接種できない者については、医師の診断書を提出することにより実習・研修の受け入れを許可することがある。

※ただし、実習生については、感染対策証明書（別紙1—1）において所属機関の長により証明されている場合は、抗体検査結果及びワクチン接種の証明書の提出を省略することが出来る

③ 結核について

- ・ 結核の既往の有無及びクオンティフェロン又は T-S p o t テスト結果の提出を求めること。

④ インフルエンザについて

- ・ 10月1日から2月末日までの間に実習・研修等に従事しようとする場合は、インフルエンザのワクチン接種を求めること。

⑤ 海外からの受け入れに当たっての特例

※外国人であっても、留学等ですでに日本に在住している場合、日本人であっても海外に在住している場合は、地域や年数によって一概には決められないので感染制御部に事前に問い合わせること。

- (1) 海外からの受入れに関しては、原則、全例において上記①～④に係る感染対策に準ずること。
- (2) 抗体検査の結果、日本の基準を適応できない可能性が高いため、可能な限りワクチン接種記録（1歳以上で2回以上の予防接種歴）を確認すること。
- (3) 実習生・研修生等の居住国において上記の感染性疾患への対応が困難と判断される場合は、受入担当者は事前に病院長に受け入れについて協議すること。
- (4) 判断に困る場合は感染制御部に相談すること。

☆別途マニュアル

7. 実習生・研修生に関すること

(3) 海外からの受入れフローチャート

(4) 海外からの受入れに係る結核対策について
を参照のこと

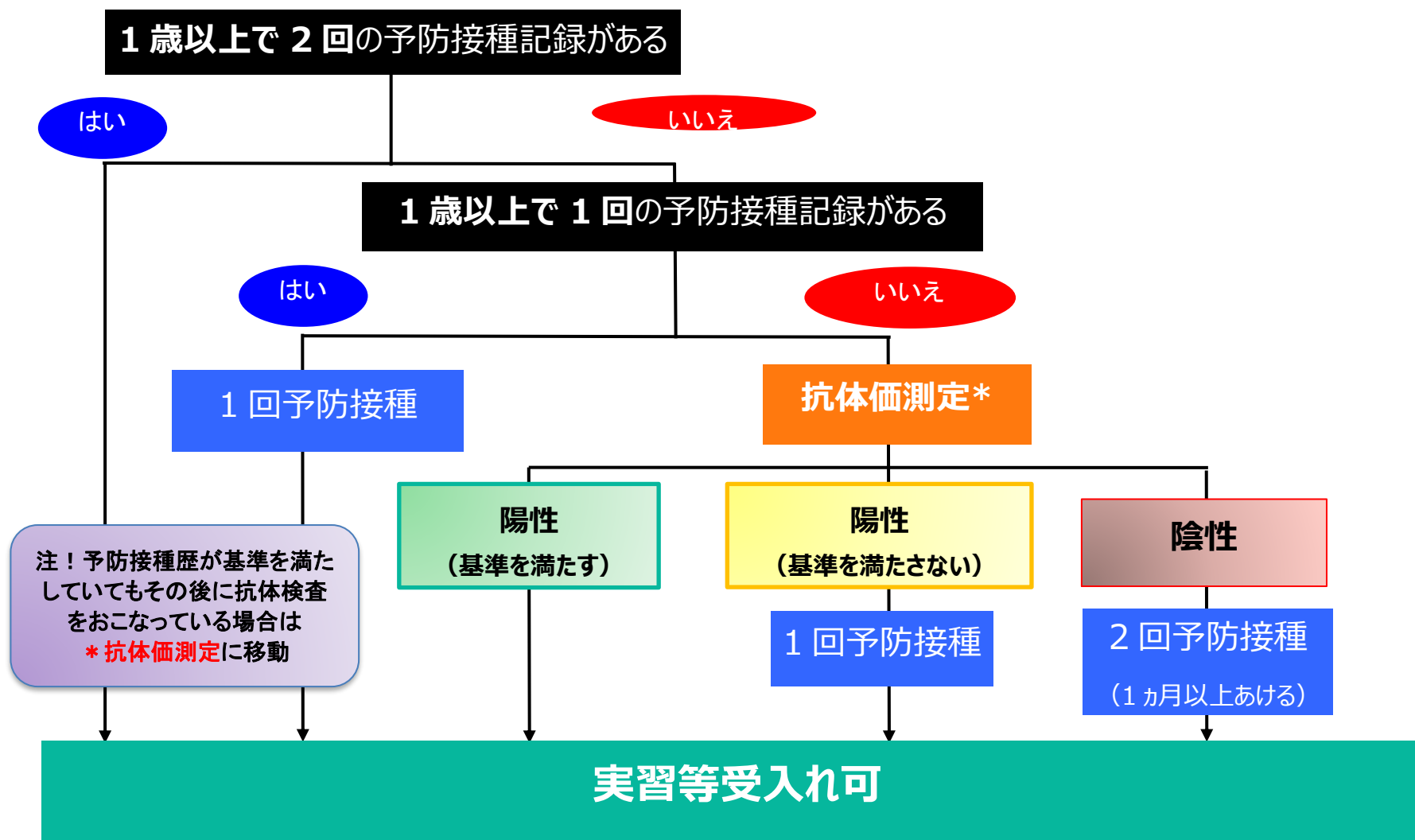
⑥ その他

- ・指導及び助言のため招聘する医師等の学外者については、原則として、上記①～④に係る感染対策（証明書の提出を含む）を講じるものとする。
- ・国内在住の者で業務開始の時点で満60歳以上の者については、上記①～③に係る感染対策は必要に応じ対策を講じること。
- ・証明書等については、受入診療科等において基準を満たすか確認のうえ、原本を受入終了後少なくとも3年間が経過するまで受入診療科等で保管すること。

2015年12月7日承認	
2017年2月14日改訂	
2017年12月26日改訂	
2018年3月20日改訂	
2018年6月26日改訂	
2019年6月10日改訂	冒頭部分に定義を追加。海外からの受入れ(日本人でも外国在住の場合、外国人でも日本に在住の場合)を追加。 別途作成した海外からの受け入れに関するマニュアルを確認する旨を追加。 証明書の保管期間を3年以上と決めた。
2021年9月改訂	表ウイルス4疾患の検査方法と判断基準の目安の改訂(第3版より)
2024年8月改訂	「①小児ウイルス疾患(麻疹, 風疹, 水痘, 流行性耳下腺炎)について」および「②B型肝炎について」に証明書の提出を省略できる場合を追加。 感染対策証明書(別紙1-1)③B型肝炎について様式を修正。
2025年4月改訂	胸部レントゲンを削除

【実習等受入に係るウイルス感染症予防接種のフローチャート】

別紙①



☆2回の予防接種歴が明確であれば抗体価測定不要

表. ウイルス4疾患の必要予防接種回数（予防接種の記録がない場合）

	あと2回の予防接種が必要	あと1回の予防接種が必要	今すぐの予防接種は不要
麻疹	EIA法 (IgG) 2.0未満 PA法 1:16未満 中和法 1:4未満	EIA法 (IgG) 2.0以上16.0未満 PA法 1:16、1:32、1:64、1:128 中和法 1:4	EIA法 (IgG) 16.0以上 PA法 1:256以上 中和法 1:8以上
風疹	HI法 1:8未満 EIA法 (IgG) (A) 2.0未満 EIA法 (IgG) (B) Δ A0.100未満 ※: 陰性 ELFA法 (C) 10IU/mL未満 LTI法 (D) 6IU/mL未満 CLEIA法 (E) 10IU/mL未満 CLEIA法 (F) 抗体価4未満 FIA法 (G) 抗体価1.0AI未満 FIA法 (H) 10IU/mL未満 CLIA法 (I) 10IU/mL未満	HI法 1:8、1:16 EIA法 (IgG) (A) 2.0以上8.0未満 EIA法 (IgG) (B) 30IU/mL未満 ELFA法 (C) 10以上45IU/mL未満 LTI法 (D) 6以上30IU/mL未満 CLEIA法 (E) 10以上45IU/mL未満 CLEIA法 (F) 抗体価4以上14未満 FIA法 (G) 抗体価1.0以上3.0AI未満 FIA法 (H) 10以上30IU/mL未満 CLIA法 (I) 10以上25IU/mL未満	HI法 1:32以上 EIA法 (IgG) (A) 8.0以上 EIA法 (IgG) (B) 30IU/mL以上 ELFA法 (C) 45IU/mL以上 LTI法 (D) 30IU/mL以上 CLEIA法 (E) 45IU/mL以上 CLEIA法 (F) 抗体価14以上 FIA法 (G) 抗体価3.0AI以上 FIA法 (H) 30IU/mL以上 CLIA法 (I) 25IU/mL以上
水痘	EIA法 (IgG) 2.0未満 IAHA法 1:2未満 中和法 1:2未満	EIA法 (IgG) 2.0以上4.0未満 IAHA法 1:2 中和法 1:2	EIA法 (IgG) 4.0以上 IAHA法 1:4以上 中和法 1:4以上
おたふくかぜ	EIA法 (IgG) 2.0未満	EIA法 (IgG) 2.0以上4.0未満	EIA法 (IgG) 4.0以上

※ Δ A は、ペア穴の吸光度の差（陰性の場合、国際単位への変換は未実施）

A: デンカ生研株式会社

B: シーメンスヘルスケアダイアグノスティックス

C: シスメックス・ビオメリュー株式会社

D: 極東製薬工業株式会社

E: ベックマン・コールター株式会社

F: 株式会社保健科学西日本

G: バイオ・ラッド ラボラトリーズ株式会社

H: バイオ・ラッド ラボラトリーズ株式会社

I: アボットジャパン株式会社

〔参考〕医療関係者のためのワクチンガイドライン第3版、日本環境感染学会 2020

注意 検査方法は、上記の検査方法に限るものとする。検査受診の場合はご注意ください。

岡山大学病院の推奨検査方法: EIA法(IgG)